

緊急通報装置について

月に1回の安否確認のほか、相談や緊急時の対応をおこないます。

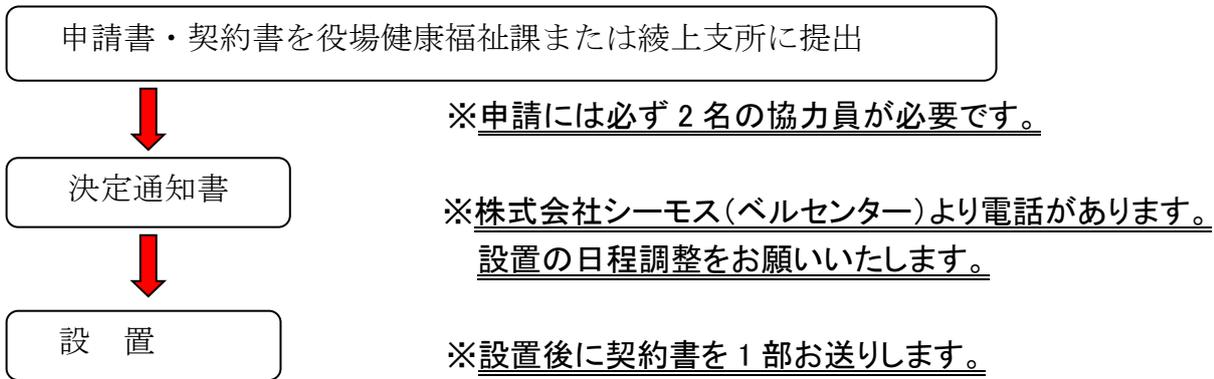
- 対象者： ①おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
②ひとり暮らしの重度身体障害者
③ひとり暮らしではないが、対象者以外の者が、要介護認定 4 以上であり、寝たきり又は重度の認知症の状態が継続している者のいる世帯
④前 3 号に掲げる者のはか、町長が特に必要と認める者

設置条件： 自宅に固定電話(回線契約のみでも可)があること

設置(取外)費用： 町負担 (設置後に移動する場合の費用は利用者負担となります)

利用料： 電池保守料として年間 3,600 円(300 円/月)※毎年 3 月に納付書をお送りします。

* 申請の流れ *



《緊急通報装置システムの流れ》

